

令和8年度
学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業
子供 夢・アート・アカデミー

実施校募集要領



文化庁

令和7年9月
文化庁参事官(芸術文化担当)付 学校芸術教育室

応募に当たっての重要事項が書かれていますので、必ず熟読してください。
この募集は、事業実施スケジュールの都合上、前年度に行うものです。予算編成等の状況によっては、事業の中止、内容の変更や規模の縮小、スケジュールの遅れが生じる場合がありますので、予め御了承ください。

目次

1. 事業概要	P.1～2
2. 応募から実施までの流れ	P.3
3. 協力会員一覧	P.4～7
4. 経費について	P.8～10
5. 応募方法	P.11～12
6. 応募書類の記入方法について	P.13
7. Q&A	P.14
＜別表 I＞音楽著作権使用料について	P.15

問い合わせ先

令和7年度 学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業 事務局
子供 夢・アート・アカデミー 係

近畿日本ツーリスト株式会社 コーポレートビジネス支社 公務営業支店内
〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル13階
TEL：0570-064-203 （プッシュ③）
メール：y-kodomogeijutsu@gp.knt.co.jp
※開局時間：10:00 ～ 17:00（平日）

▶学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業専用ウェブサイト
URL：<https://www.kodomogeijutsu.go.jp/>



ホームページはこちら

1

事業概要

1 事業の趣旨

学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業は、小学校・中学校等に文化芸術団体又は個人や少人数の芸術家を派遣し、子供たちに対し質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保するとともに、芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップを実施する事業です。子供たちの豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造に資することを目的としています。

子供 夢・アート・アカデミーは、美術・文芸・音楽・演劇・舞踊の分野における芸術上の功績顕著な芸術家である「日本芸術院会員」が、講師として、小・中・高等学校等を訪問し、講話、実技披露、実技指導を行うことにより、子供たちに文化芸術活動の素晴らしさを実感させ、子供たちに夢を持って生きることの大切さや文化芸術を愛する心を育て、豊かな情操を有する我が国の文化継承者の育成を図ることを目的とします。

2 事業内容

日本芸術院協力会員が児童・生徒を対象に、文化芸術に関する講話、実技披露、実技指導を行います。なお、標準的な実施内容は[P.4～7](#)に掲出する「協力会員一覧」内「実施内容」に記載のとおりですが、具体的な実施内容は、採択を受けた後、日本芸術院協力会員と実施校が打ち合わせを行い、本区分における上限の範囲内で計画するものとします。

3 対象

小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校（小学部・中学部・高等部）、中等教育学校、高等学校を対象とします。

※ 1校につき1応募までとします。

※ 実施校の採択においては、応募校のうち、子供 夢・アート・アカデミーにおいて、直近2年間採択実績がない学校を優先するとともに、分野や地域のバランスを考慮いたします。

※ 日本芸術院協力会員により対象人数や対象学年が異なるため、必ず[P.4～7](#)に掲出する「協力会員一覧」内「想定対象学年」等を参照の上、応募してください。

4 実施分野及び会員

部会は下記のとおりです。また、日本芸術院会員は、芸術上の功績顕著な芸術家について、会員からなる部会の推薦（部会における選挙）と総会の承認によって選ばれ、文部科学大臣により任命されます。

第一部：美術

第二部：文芸

第三部：音楽・演劇・舞踊

5 実施方法

1. 実施期間

令和8年5月1日（金）から令和9年1月29日（金）まで

※国会の予算審議の状況により、実施開始が遅れる場合があります。

2. 実施回数

原則として、1校につき1回

（1会員当たりの実施校数の上限は設けません）

3. 実施時間

1回当たり1時限以上3時間まで

※ 休憩等を挟む場合も、実施時間は合計して計算することとします。

※ 国語、社会、音楽等の教科や総合的な学習の時間など、**教育課程上の授業時間に位置付けて実施することとします。**

※ **部活動として実施することはできません。**

4. 実施形態

- ・複数の学校が合同で開催することもできます。
- ・より多くの子供たちに芸術鑑賞・体験を享受できるよう、一部の限られた児童・生徒を対象とせず、できるだけ多くの児童・生徒が参加できる計画としてください。また、専攻クラスのための指導強化等を目的とした実施は対象となりません。

5. 実施会場

会場は原則として、実施校の施設（教室・体育館等）とします。

※ ただし、複数の学校が合同で実施する場合や全校児童・生徒を収容できるスペースがない等の場合は、地域の文化施設等適切な場所を会場とすることができます。

6. 被派遣者

[P.4～7](#)に掲出する「協力会員一覧」のうち、応募校が希望する会員（講師）

講師1名、補助者5名まで（文化施設等で合同開催をする場合は8名まで）

※ 実施に当たり必要な補助者の人数は、応募の内容を鑑み検討しますので、応募書類の作成に当たっては、参加児童・生徒の人数や学年を明記してください。

7. 地元共催者

主催者及び共催者は、次のとおりですが、必要に応じて会場の管理者、市区町村、市区町村教育委員会を「地元共催者」として加えることができます。

【主催者】 文化庁

【共催者】 都道府県、都道府県教育委員会、政令指定都市、政令指定都市教育委員会のいずれか又は複数及び実施校

※ 以下、共催者及び文化庁が認める共催者（会場の管理者、市区町村、市区町村教育委員会）をあわせて「地元共催者」と表記します。

8. 経費

文化庁は、予算の範囲内で講師等謝金、派遣旅費及び講演等諸雑費を負担します。

事業終了後、文化庁委託業者（以下「事務局」という）から被派遣者（講師及び補助者）や業者（講演等諸雑費の支払対象者）へ直接支払います。具体的な経費の内容、基準、上限等については下記を御確認ください。

»事業に係る経費について：[「4. 経費について」](#)（[P.8～10](#)）

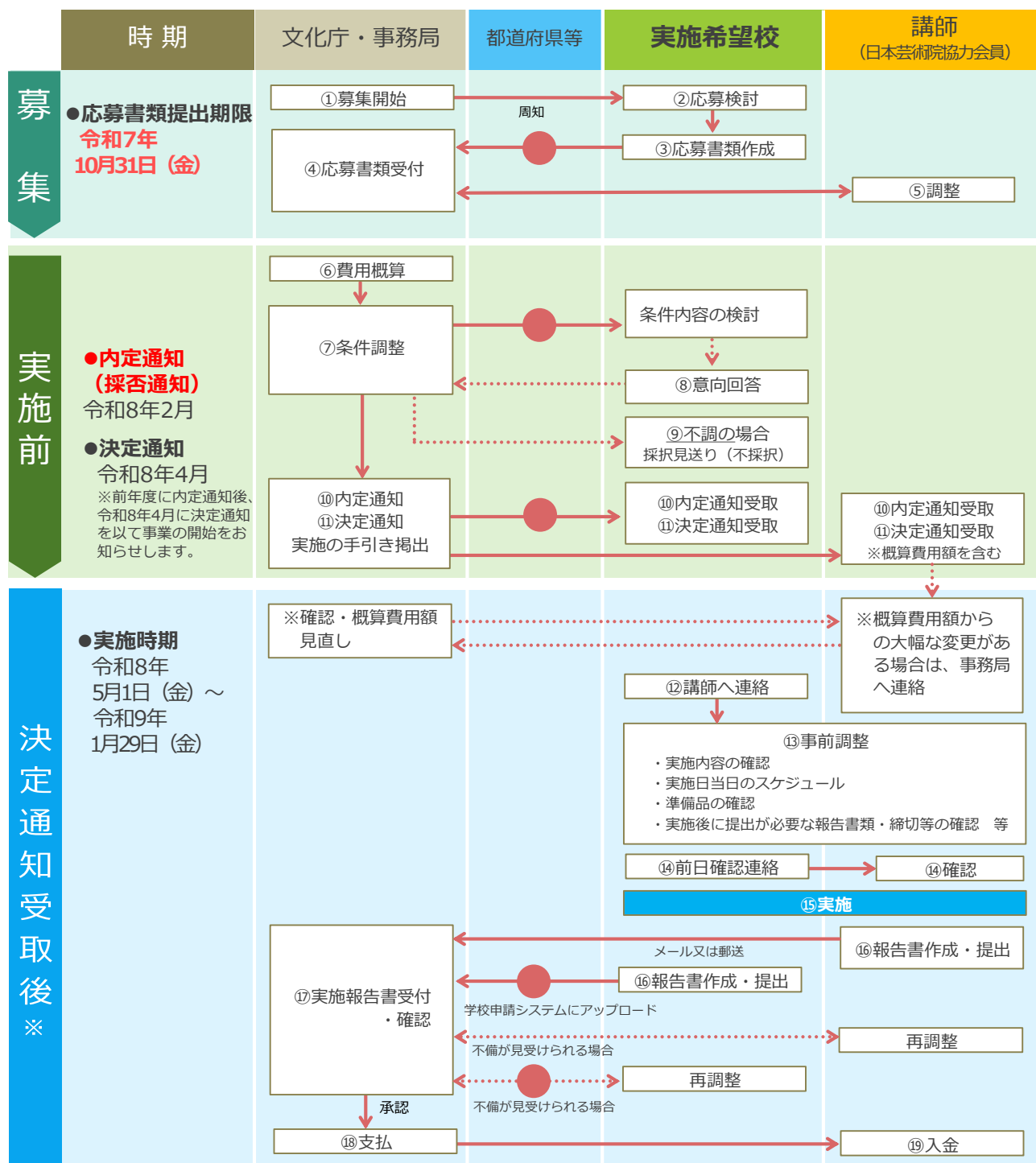
2

応募から実施までの流れ

応募から実施報告までが全体の流れです。

採択となった場合には、以下の一連の手続きを御担当いただくこととなります。

新年度への引継も含めた事務体制を構築の上、御応募くださいますようお願いします。



→ 提出、連絡等の手続きの流れを示します。

→ 状況により手続きが発生することがあります。



矢印の間に左記のマークが挟まる場合は、学校申請システムにて進捗状況の確認が可能となります。各都道府県等の御担当者へ別途御案内します。

※ 決定通知受取以降の流れについては、令和7年9月時点の情報です。手続きの流れが変更となる場合があります。採択を受けた場合、手続きの詳細は事業開始後に掲出する「実施の手引き」を必ず御確認ください。

3

協力会員一覧

日本芸術院会員は、芸術上の功績顕著な芸術家について、会員からなる部会の推薦（部会における選挙）と総会の承認によって選ばれ、文部科学大臣により任命されます。

また、部会は下記のとおりです。

- ・第一部：美術
- ・第二部：文芸
- ・第三部：音楽・演劇・舞踊

No.	部	分科	会員（講師）名	実施可能地域	想定対象学年
1	第一部	絵画 （日本画）	福田 千恵 ふくだ せんけい	限定しない	小学校中学年
2	第一部	絵画 （日本画）	福王寺 一彦 ふくおうじ かずひこ	限定しない	限定しない
3	第一部	絵画 （日本画）	伊藤 彰耳 いとう ほうじ	限定しない	限定しない
4	第一部	絵画 （日本画）	千住 博 せんじゅ ひろし	東京から日帰り圏内	小学校5年生、6年生
5	第一部	絵画 （日本画）	村居 正之 むらい まさゆき	関東圏以外	限定しない
6	第一部	絵画 （洋画）	大津 英敏 おおつ えいびん	限定しない	小学校
7	第一部	絵画 （洋画）	藪野 健 やぶの けん	東京	小学校6年生
8	第一部	絵画 （洋画）	佐藤 哲 さとう てつ	神奈川県など関東地区	小学校（3～6年） 中学校（1～3年）
9	第一部	絵画 （版画）	中林 忠良 なかばやし ただよし	新潟県内	限定しない
10	第一部	彫刻	神戸 峰男 かんべ みねお	限定しない	限定しない
11	第一部	彫刻	吉野 毅 よしの たけし	限定しない	限定しない
12	第一部	彫刻	山田 朝彦 やまだ とむひこ	限定しない	小学校、中学校
13	第一部	工芸	宮田 亮平 みやた りょうへい	関東	高等学校
14	第一部	工芸	大樋 年雄 おおひ としお	限定しない	限定しない

【実施内容について】

各協力会員（講師）が予定する実施内容は、標準として一覧内に表記する「実施内容」のとおりとなります。ただし、講義の具体的な内容（実施コマ数、開始時間、指導対象等を含む）については、実施校の決定後、各協力会員（講師）と実施校間において相談の上、確定します。学校の設備や参加人数との兼ね合いもあるため、必ず記載してある内容の実施ができるということではありませんので予め御了承ください。

また、特に「こんなお話を聞きたい」「このようなことを教えていただきたい」などの希望がある場合は、【様式1】実施希望調書の「特記事項」に御記入ください。ただし、各協力会員（講師）が必ず希望内容に沿って実施することを保証するものではありませんので、この点、御理解いただきますようお願いいたします。

No.	対応可能人数 (目安)	実施内容
1	指定しない	・実技指導及びその作品寸評
2	指定しない	・「記憶の中の絵画」の制作（岩絵の具・膠使用） ・作品鑑賞
3	100名まで	・ドウサを引いた紙に日本画の岩絵具（荒い物＋細かい物）を 実際に描くことで普段描いている水彩、アクリルとは違う表現 があることを知ってもらいたい
4	50名まで	・和紙を使用した揉み紙による実技指導
5	50名まで	・実技指導、講話
6	50名まで	・実技指導
7	小学校6年生	・講話と実技
8	100名まで	・実技と講話（約2時間以内）
9	指定しない	・専門とする技能は銅版画であるが、版画全般の指導、講話
10	100名前後まで	・ワークショップを基本としているが、対象校の要望に応じる。
11	50名まで	・実技指導
12	50名くらい	・紙粘土彫刻、粘土彫刻、焼成
13	10名まで	・講話
14	指定しない	・ワークショップで作品を制作する ・ワークショップで制作して焼成まで行う ・講演会

No.	部	分科	会員（講師）名	実施可能地域	想定対象学年
15	第一部	書	高木 聖雨 たかき せいう	限定しない	限定しない
16	第一部	書	土橋 靖子 つちはし やすこ	関東	限定しない
17	第一部	建築・ デザイン	伊東 豊雄 いとう とよお	限定しない	中学生以上
18	第一部	建築・ デザイン	坂 茂 ばん しげる	限定しない	限定しない
19	第一部	写真・ 映像	十文字 美信 じゅうもんじ びしん	出来れば滋賀、京都、 奈良、三重、福井など	小学校
20	第一部	写真・ 映像	畠山 直哉 はたけやま なおや	限定しない	高校1～2年
21	第二部	小説・ 戯曲	高樹 のぶ子 たかぎ のぶこ	限定しない	中学校、高校
22	第二部	マンガ	萩尾 望都 はぎお もと	限定しない	限定しない
23	第三部	能楽	野村 万作 のむら まんさく	東京又はその近く	高等学校
24	第三部	能楽	観世 清和 かんぜ きよかず	限定しない	限定しない
25	第三部	文楽	桐竹 勘十郎 きりたけ かんじゅうろう	近畿地方希望	小学校高学年～高校生
26	第三部	邦楽	豊 英秋 ぶんの ひであき	限定しない	小学校、中学校
27	第三部	洋楽	堤 剛 つつみ つよし	限定しない	限定しない
28	第三部	洋楽	野平 一郎 のだいら いちろう	限定しない	限定しない

No.	対応可能人数 (目安)	実施内容
15	指定しない	・実技披露、実技指導
16	指定しない	・学年、人数に合わせ、実施内容は要相談
17	指定しない	・講話とその後の質疑応答
18	指定しない	・災害支援の講話や紙でシェルター制作
19	指定しない	・デジタルカメラや携帯電話などで撮影してもらい、その講話と実技指導など
20	30名まで	・光学、科学等のワークショップ等 ・少人数（5～6名程度）でカメラを持って散策する等のワークショップ いずれについても事前の十分な相談期間が必要
21	指定しない	・「耳で読む物語」 を実施。朗読会を行う。
22	指定しない	・マンガ原稿の描き方教室（アナログ原稿）
23	200名まで	・講話
24	指定しない	・実技披露、指導、講話など
25	50名から100名程度	・文楽の歴史や人形の仕組みや遣い方の説明。太夫、三味線も加えるとそれぞれの説明や短い実演。体験も可能。 ・人形の解説と体験を希望の場合は要相談。
26	指定しない	・実技披露、実技指導、講話
27	指定しない	・演奏（実技指導）並びに小講話
28	指定しない	・講話、実技披露、実技指導

1 経費負担区分

原則として、決定通知時に算出する「概算費用額」を基準に、対象経費を支払うものとします。

文化庁負担経費は、事業終了後に、事務局から被派遣者（講師及び補助者に係る謝金・旅費）や業者（講演等諸雑費の支払対象者）へ経費を直接支払います。地元共催者については、[P.2](#)を御参照ください。

文化庁負担経費	地元共催者負担経費
① 謝金 ② 旅費 ③ 講演等諸雑費 （楽器運搬費・著作権使用料等）	■ 児童・生徒が会場へ移動する際の交通費 ■ 学校の施設設備の使用及び条件整備に係る経費（光熱水料、ピアノ移動・調律費、暗幕設置費用等） ■ 文化施設を利用する際の使用に係る経費（会場借損料（付帯設備費等含む）） ■ 諸雑費（お茶代、記念品代、花束代等） ■ 文化庁の基準単価を上回る経費等

2 概算費用額の算出・精算時支給額の決定方法について

実施の調整に当たっては、応募校の希望内容を鑑み、採否を決定するとともに、採択予定校については、各協力会員（講師）が応募校ごとの希望内容を確認の上、実施内容を検討します。また、その際に、事務局において、費用概算を行い、「概算費用額」を決定します。決定後に、採択校は、各協力会員（講師）と連絡を取り、実施内容の詳細を調整することとなりますが、調整は、原則、概算費用額の範囲内で行うものとします。

費目	概算費用額の決定方法	精算時支給額の決定方法
謝金	● 講師が調整時ヒアリングシート内で回答した「実施想定時間」を基に算出します。	● 実施校が報告書類において報告した実施時間を基に計算します。
旅費	● 主たる移動方法については、講師が調整時ヒアリングシートにおいて回答した移動方法を想定し、算出します。 ● 公共交通機関を利用した場合で、最も効率的かつ経済的な経路を基準として算出します。 ● 道具運搬等の理由により、自家用車を使用する場合は、総移動距離（km）×18円※を基準に算出します。また、別途有料道路の使用が見込まれる場合は、想定される有料道路代を加算します。 ● 道具運搬等の理由により、タクシーを利用する場合は、自宅から最寄駅及び実施校最寄駅からの利用を想定し、算出します。 ※「令和7年度国家公務員等の旅費に関する法律」の一部改正に基づき改訂されています。	● 原則として概算費用額を支給します。ただし、次の経費については、<u>概算費用額を実際の支出額に修正して計算しなおします。</u> ・航空券代 ・タクシー代 ・レンタカー代 ・有料道路代
講演等諸雑費	● 講師が調整時ヒアリングシート内で回答した諸雑費想定内容について、参加予定児童・生徒数を勘案して算出します。 ● 道具等運搬費についても、調整時ヒアリングシートの回答内容に基づき算出します。	● 実費 ※学校が手配した材料等と講師側が手配した材料等の費用を合わせて 上限10万円まで

3 各経費規定

謝金単価

区分		単位	謝金単価	1回当たりの上限
講師（特別講演謝金）		1回当たり	58,060 円（税込）	
補助者	演奏謝金	1人 1時間当たり	6,520 円（税込）	19,560 円（税込）
	実技指導謝金	1人 1時間当たり	6,000 円（税込）	18,000 円（税込）
	単純労働者	1人 1時間当たり	1,480 円（税込）	

- 上記の謝金の額は「学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業」において文化庁が設定しているものです。
- 補助者が必要な場合には、その区分に応じた謝金を最大5名分（文化施設等で合同開催をする場合は8名分）まで文化庁において負担します。
- 講師の秘書等随行者は補助者に該当しません（旅費の計上についても認められません）。
- 単純労働者は原則として現地の方へ依頼してください。
- 補助者については、1時間単位（30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨て）で計算します。
- 対象時間の基準は拘束時間ではありませんので、打ち合わせや準備、休憩等の時間は除きます。
- 実際の実施時間に即してお支払しますので、支給確定額は概算費用額に満たない場合があります。
- 実施時間を延長した場合も、概算費用額を超えるお支払はできません。

旅費規程

■支給対象経費

- 講師1名、補助者最大5名分まで（複数校による合同開催かつ文化施設で実施する場合は8名分まで）の下記の旅費
 - ①講師の居住地から実施校までの往復旅費（実施回数分）
 - ②補助者の居住地から実施校までの往復旅費（実施回数分）
- 単純労働者は原則として現地の方を想定しているため、旅費は計上できません。
- 旅費の額は、国家公務員等の旅費に関する法律に基づき定めた基準により算出された金額の範囲内となります。旅費の計上に当たっては、講師・補助者とも行政職俸給表（一）の4級相当を基準とします。
- 事業終了後、領収書等の証憑書類の提出が必要です。

■旅費概算基準

- 原則として公共交通機関を利用、講演に支障をきたさない範囲で、各被派遣者の居住地から実施校等実施会場までの、最も効率的かつ経済的な移動経路の往復旅費を想定し概算費用額とします。
- ただし、講師が、調整時ヒアリングシートにおいて公共交通機関が設置されている区間において、経費面、効率面への配慮から、公共交通機関以外の移動方法を選択する場合、指定の移動方法を想定して該当区間の旅費を概算します。



講演等諸雑費

■支給対象経費

- ・ 本事業の実施に際し実技指導に必要な経費等を、下記の上限額の範囲内で文化庁が負担します。
- ・ 対象となるのは、事業内で児童・生徒が使用する教材費や、楽器等の運搬費等、事業実施に当たり直接必要となる経費です。
- ・ ただし、実技指導等に使用する材料等の手配を学校側にお願いすることがあります。この場合は、一度学校側で立て替えていただいた後に、事務局へ代金を御請求いただくか、学校側で請求書を取得いただき、事務局宛にお送りいただいた後に、事務局から業者へ直接料金を支払います。

■上限額

税込100,000円以内（1校当たりの上限）

※文化施設等で合同開催する場合も同様

計上が認められる主な講演等諸雑費

- ・ 教材費（学校・児童・生徒が標準で所持していない消耗品費に限る）
例：画用紙、絵具等
- ・ レンタル費
例：児童・生徒用の体験楽器、音響機材、メディア芸術分野の通信機材等
- ・ 運搬費（講師・補助者の旅行に係る私物の運搬費を除く）
例：教材運搬費、楽器運搬費、講演に係る道具・衣装運搬費、楽器席代等
- ・ 著作権使用料
例：音楽著作権使用料、台本使用料、原作使用料等
▶ [＜別表Ⅰ＞音楽著作権使用料について（P15）](#)
- ・ 音楽費
例：作曲料、編曲料、音響費等

計上が認められない主な講演等諸雑費

- ・ 講師が所有する物のレンタル代
- ・ 講師が所有する物のメンテナンスをする場合の費用
- ・ 備品購入費（事業終了後も継続して使用できる物）
- ・ 本事業に係る経費と通常の事務経費が明確に区別できないもの（コピー用紙、トナー等）
- ・ 地元共催者負担経費（下記の経費については地元共催者で負担するようお願いしております）
 - ・ 児童・生徒が会場へ移動する際の交通費
 - ・ 学校の施設設備の使用及び条件整備に係る経費
例：光熱水料、ピアノ移動・調律費、暗幕設置費用、暖房機器レンタル費等
 - ・ 文化施設を利用する場合の会場借損料及び付帯設備費
 - ・ 食事代（弁当代・お茶代等）
- ・ 講師・補助者における稽古・指導に係る経費
- ・ リハーサル・練習会場借損料
- ・ 贈答品にあたるもの
- ・ 任意加入の保険料（旅行保険等）
- ・ 手数料
例：事務手数料、振込手数料等

5

応募方法

応募書類を作成する際に、必ずP.8～10の
「4. 経費について」を参照してください。

1

応募に必要な書類

- 【様式1】実施希望調書 ※Excel形式のまま提出してください。

掲出先URL：

https://www.kodomogeijutsu.go.jp/r8/kodomo_yume_art.html



2

書類提出先

学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業＜学校申請システム＞

URL：<https://rsms.co3.co.jp/bunka/Login>

上記システムより、応募書類を登録してください。

※ システムの利用方法については、1に記載のURLよりシステムマニュアルを取得の上、参照してください。



●提出方法・システムに関するお問い合わせ

TEL：0570-064-176

※10:00～17:00（平日）

●事業内容に関するお問い合わせ

TEL：0570-064-203（プッシュ③）

E-mail：y-kodomogeijutsu@gp.knt.co.jp

※10:00～17:00（平日）

3

提出期限

令和7年10月31日（金）23時59分 厳守

※ 上記期限に間に合わない応募は、いかなる理由においても受理いたしません。

4

応募に当たっての留意事項

- この募集は、事業実施スケジュールの都合上、前年度に行うものです。予算編成等の状況によっては、事業の中止、内容の変更や規模の縮小、スケジュールの遅れが生じる場合がありますので、予め御了承ください。
- 実施校の調整段階（採否検討段階）では、原則、学校の実施希望時期における実施可否を検討します。このため、内定通知を受け取るまでは、実施希望日の予定を空けておくようお願いします。
また、講師側のスケジュールとの兼ね合いがあり、提示いただいた実施希望時期に添えない場合もありますので御了承ください。この場合は、事務局により条件調整において、再度日程の調整を行うことがあります。
- 採択となった場合、年度をまたいで手続きや準備に対応いただくこととなります。新年度に体制変更がある場合は、特に、募集要領、応募様式、連絡調整の記録等の引継をしっかりと行ってください。
- 採択を受けた場合、講師との連絡調整は内定通知受取後に開始できるものとし、経費発生を伴う準備については決定通知受取後に開始するものとします。

5 内定通知について

- 採否結果については、文化庁による選定と事務局による条件調整後に送信する内定通知を以て連絡します。
- 事務局より条件の確認があった場合には、提示された条件について対応の可否や代替案の回答を行い、調整が整った場合は「採択内定」とします。また、調整の結果、実施が難しいと判断した場合は、採択を見送ります。
- 令和7年度内に子供 夢・アート・アカデミー全体の採択内容が整った場合、「内定通知」を以て内定をお知らせします。（令和8年2月予定）
- 事業の開始については、令和8年4月以降（令和8年度事業開始後）に、「決定通知」を以てお知らせします。

6 採択後の手続きについて

■ 事業実施前

採択を受けた実施校は、内定通知受取後、事務局からの案内に沿って、日本芸術院会員又は補助者と連絡を取り、実施日当日の打ち合わせを開始してください。

ただし、事業開始前（決定通知前）に生じた費用の計上は認められません。費用の発生が伴う準備については、決定通知以降に行っていただくようお願いします。

事業開始後に、採択後の手続き等をまとめた「実施の手引き」を掲出します。

■ 事業終了後

事業終了後に、学校側においても報告書の作成・提出が必要となります。また、学校側において手配した材料の代金等の支払が必要な場合は、併せて、経費の精算手続きが必要となります。

» 参考：令和7年度 子供 夢・アート・アカデミー「実施の手引き」

https://www.kodomogeijutsu.go.jp/r7/dl/kodomo/r7_tebiki.pdf

※ 実施報告書の内容については、今後、文化庁の資料として使用する場合やホームページ等で公開することがあるので、予め関係者に承諾を得てください。

6

応募書類の記入方法について



【様式1】実施希望調査

2

学校コードは次のURLより確認することができます。

<https://edu-data.jp/>

様式1

受付No.

令和8年度—学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業—「子供 夢・アート・アカデミー」

実施希望調査

1

学校の所在地が「政令指定都市」の場合は、都道府県名ではなく、政令指定都市名を記入してください。

都道府県・政令指定都市 ○○県

下記のとおり、令和8年度「子供 夢・アート・アカデミー」の実施を希望します。

ふりがな	○○ちょうりつ○○しょうがっこう		学校コード				
実施希望校名	○○町立○○小学校		B*****7				
ふりがな	△やま △た		メール	abc@****.**.jp			
担当者名	△山 △太		電話	****-**-****			
実施希望内容	実施会場	実施校の教室・体育館		連絡が取りやすい時間帯	15:40～17:00		
	実施希望時期	第1希望日	令和8年●月▲日(■)		・第2希望日以降の記入は必須ではありません。ただし、講師が対応できる可能性が低くなってしまいますので、できるだけ希望日を挙げてください。 ・採択とする場合も、講師が対応できる日程との兼ね合いにより、日程の再調整を採択の条件とすることがあります。 ・応募受理後は、希望日を変更することはできません。学校行事等と重ならないよう御調整の上、御応募ください。		
		第2希望日	令和8年●月◇日(△)				
		第3希望日	令和8年◇月△日(●)				
		第4希望日	令和8年○月▲日(◎)				
		第5希望日	令和8年▲月○日(□)				
	参加児童・生徒	合計	58 人				
実施校		1年生	0 人	2年生	0 人	3年生	0 人
		4年生	0 人	5年生	20 人	6年生	34 人
合同開催校	(学校名) ○○町立○○小学校 △分校		4 人				
派遣を希望する芸術院会員氏名①	○○ ○○○			彫刻			
特記事項							

派遣を希望する芸術院会員氏名②	△△ △△△			絵画(洋画)			
特記事項							

5

4

より多くの学校へ派遣の調整ができるよう、「派遣を希望する芸術院会員氏名」は3名(①～③)まで記入することができますが、必ず複数希望の入力が必要ということではありません(選択は任意です)。

また、採択の場合も、希望する講師の内、いずれか1名の派遣となります(複数の講師を派遣ということではありません)。

5

「特記事項」へは学校の状況や、実施希望理由、具体的な実施内容の希望等、応募に当たって特に伝えておきたいことがあれば、入力してください。

Q1

例えば、「子供 夢・アート・アカデミー」と「芸術家の派遣」等、複数に併願することはできますか？

併願できます。

Q2

義務教育学校について、前期課程と後期課程がそれぞれ応募することは可能ですか？

義務教育学校については、課程ごとに応募することはできません。

Q3

学年ごとのプランを考えたので、複数応募してもよいですか？

1校につき応募は1件としてください。

Q4

学校が事業にかかる費用を負担することはありますか？

規定の範囲内で実施を計画する場合、芸術家に支払われる謝金、旅費、講演に必要な講演等諸雑費は、文化庁で負担しますので、学校側に費用負担が生じることはありません。規定の範囲を超えて、被派遣者へ対応を求める場合や、計上が認められない経費が生じる場合は、実施校等の地元共催者が負担することとなります。地元共催者が負担する経費としては、複数校が合同で開催する等で文化施設等を利用する場合の借損料や児童・生徒の移動費、ピアノ調律費、電話代等の事務経費、会場の光熱水料等があります。

なお文化庁負担経費であっても、規定を超過する金額については、地元共催者の負担となります。

Q5

学校側で芸術家の旅行の手配・支払が必要でしょうか？

必要ございません。旅行の手配については、原則芸術家自身での手配を御依頼ください。旅費は、実施終了後に事務局より芸術家本人へ支払われます。

< 別表 I > 音楽著作権使用料について

■ 音楽著作権使用料の申請（該当する学校のみ）

1. 申請書類の作成

「演奏利用申込書」、「演奏利用明細書」を作成の上、開催日の5日前までに、日本音楽著作権協会（JASRAC）へ申し込みを行ってください。

利用申込書や利用明細書の記入用紙は下記より取得することができます。

<https://www.jasrac.or.jp/users/event/index.html>

2. 申請後、利用楽曲の審査並びに楽曲の権利関係の確定が行われ、確定後に利用書、請求書が発行されます。

3. 請求書の宛名及び住所は「近畿日本ツーリスト株式会社」での取得をお願いしておりますが、請求書は一度実施校側にて御取得いただき、報告書に記載した内容と突合、不一致等がないことを御確認の上、直接事務局まで御提出いただきますようお願いいたします。

※申請における御不明点等は(株)日本音楽著作権協会各支部へお問い合わせください。

<https://www.jasrac.or.jp/users/calculation/concert/event1.html>

